

こんなことも ハラスメント。

加害者が組織である場合や、インターネット上での誹謗、中傷等間接的な方法での行為もハラスメントとされます。ハラスメントにあたるかどうかは、加害者の意図・認識にかかわらず、原則として被害者の判断・認識に基づいて考えられます。

ハラスメントにはさまざまな様態があり、また、これらの様態は独立しているものだけでなく、複数の要素が重なり合っただけのものでもハラスメントとなることもあります。

セクシュアル・ハラスメント

アカデミック・ハラスメント

パワー・ハラスメント



同志社女子大学

学生支援課

<京田辺>

TEL. 0774-65-8414 FAX. 0774-65-8643

<今出川>

TEL. 075-251-4136 FAX. 075-251-4133

E-mail g-counsel@dwc.doshisha.ac.jp

総務課

<京田辺>

TEL. 0774-65-8411 FAX. 0774-65-8461

<今出川>

TEL. 075-251-4112 FAX. 075-251-4288

E-mail s-counsel@dwc.doshisha.ac.jp

sexual harassment

academic harassment

power harassment

Stop harassment

同志社女子大学での
ハラスメントの防止
について

相談員について

連絡先は、このパンフレットに挟み込んでいる一覧表もしくはホームページをご覧ください。ただし、相談員は毎年変わる可能性がありますので、ご確認ください。

同志社女子大学は

キリスト教主義・国際主義・リベラルアーツを

教育理念とする教育・研究機関として、

学生等や教職員等の安全と尊厳を脅かす

いかなる人権侵害も容認しません。

すべての本学構成員が、個人として尊重され、

快適な教育・研究環境及び

労働環境を保障するため、

ハラスメントが発生しない大学を目指します。

ハラスメントとは



アカデミック・ハラスメント

- 学習意欲があるのに、適切な指導をしてくれない
- 「おまえはバカだ」等、個人の能力や性格について不適切な発言をされた
- 個人指導するからと、不必要に自宅に呼ばれたり、休日に呼び出されたりした

教員等の権威的又は優越的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その優位な立場や権限を利用又は逸脱して、その指導等を受ける者の教育・研究意欲及び教育・研究環境を著しく阻害する結果となる、教育・研究上不適切な言動、指導又は待遇を指します。

セクシュアル・ハラスメント

- 授業中に卑猥な発言をされた
- 交際をせまられたり、つきまとわれた
- 飲み会等で不必要に身体接触をされた

「相手や他の人を不快にさせる性的言動」です。「性的言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動や、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動等も含まれます。行為者本人が意図すると否にかかわらず、相手や他の人が「望まない」、あるいはまた「不快」と感じる性的言動を行うこと、それらはセクシュアル・ハラスメントです。また、セクシュアル・ハラスメントは、相手の人格や個人の尊厳を傷つける人権侵害です。セクシュアル・ハラスメントは、次の二つに大別されます。

地位利用型(対価型)セクシュアル・ハラスメント

相手に教育、研究、指導、助言、採用、就労等の関係で、利益や不利益を与えることのできる立場にある者、特に教員や上司が、その立場を利用して相手に性的対応を求めることです。

環境型セクシュアル・ハラスメント

性的言動によって、教育、研究、就労の環境を害することです。これには、性的言動の対象者以外の者が不快と感じた場合、あるいは性的言動が特定の相手に向けられたものでない場合(例えば、性的な画像や文書の提示、掲示等)も含まれます。

その他のハラスメント

- 不必要に怒鳴りつけられた
- 自分のいないところで、他の人に、欠点やミス、陰口を言いふらされた
- 職務上の必要な情報を意図的に伝えてもらえない

職務関係等における権力や上位の立場、優位な地位等を背景に、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切で不当な言動、指導又は待遇を指します。

パワー・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント以外で、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動、指導又は待遇を指します。

一人で悩まないで、気軽に相談してください。

被害にあったときは

- ハラスメントの被害を受けた場合や見かけた場合、声をあげることが大切です。加害者がたとえ先生や職員であっても、勇気をもって言葉と態度で「ノー」というメッセージを伝えましょう。
- 自分を責める必要はありません。被害にあっても、あなたが悪いではありません。悪いのは加害者です。
- なるべく記録を残しましょう。「いつ・どこで・だれから・どのようなことをされたか」を記録しておきましょう。

周りで見かけたときは

立場の弱い人がいます

就学・課外活動・研究といった諸活動において、弱い立場の人が存在するキャンパスでは、ハラスメントは起こりえる問題であるということを認識し、当事者間の個人的な問題として片付けてしまわないようにしましょう。当事者だけでなく、ハラスメントの事実を認知した人からの相談にも応じます。ただし、匿名による相談は受け付けません。

相談してください

相談窓口と相談員が対応します

あなた自身が被害を受けた場合、友人から相談を受けた場合、一人で悩まないで、相談しましょう。相談者は、相談窓口へ申し込んで相談員を紹介してもらうことも、相談員に相談を直接申し込むこともできます。また相談は、直接申し込むほか、手紙・電話・ファックス・電子メールでも申し込みができますので、最も利用しやすい方法で連絡してください。

※相談者や関係者のプライバシーや相談の内容等に関する秘密は厳守します。

※相談者や関係者に不利益が及ばないように、万全の措置を講じます。

相談窓口

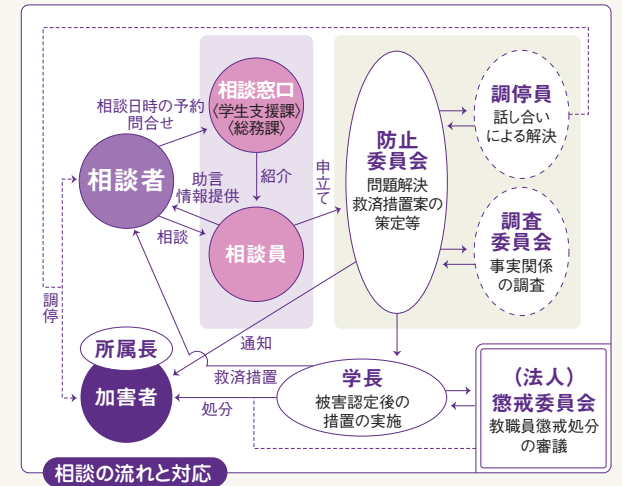
- 相談窓口はハラスメントに関する相談を受け付け、相談があった場合は速やかに相談員に取り次ぎます。

相談員

- 相談員は相談者の話を聴き、必要に応じて助言等を行い、今後とりうる大学の対応について説明し、相談者が自ら意思決定するために必要な情報を提供します。
- 相談員は相談者のサポーターの立場と考えてください。

連絡先

相談窓口・相談員の連絡先は、このパンフレットに挟み込んでいる一覧表もしくはホームページをご覧ください。連絡がとれない場合は、学生支援課又は総務課(パンフレット裏面)まで。



ハラスメントに対する措置

- 問題解決の手続きとして、防止委員会に対して①緊急対応措置の「通知」、②当事者間の話し合いによる「調停」、③調査委員会を設置して事実関係を調査する「救済措置」のいずれかの申立てを行うことができます。これらの問題解決方法は、防止委員会が必要と認めた場合に実施されます。
- 防止委員会が事案の審議を公正に行います。
- 被害者に対しては、相談中、調査中であっても最善の救済を行います。
- ハラスメントの事実が確認された場合には、学則や就業規則、懲戒規程等にしがって、学長が必要な措置を講じます。

適用範囲

本学を就学の場とするすべての学生等(聴講生、科目等履修生、研究生等を含みます)及び本学を就労の場とするすべての教職員等(常勤・非常勤を問いません)、労働者派遣法に基づく派遣労働者、委託業務者等に適用します。

ハラスメント防止の心掛け

ハラスメントの加害者にならないように次のことに注意しましょう。

<受け止め方には個人差があります>

自分ではハラスメントに該当しないと思っていても、受け手が「不快感」や「脅威」を感じれば、ハラスメントに該当する可能性があります。個人間、男女間、立場の違い等によって、受け止め方に差異があることを理解しましょう。また、男性から女性に限らず、女性から男性、同性間の言動も該当する可能性があります。

<自分勝手な思い込みは厳禁です>

ハラスメントの加害者が教員、上司等の場合、拒否の意思表示ができないことも少なくないので、相手が抗議しないからといって、それを同意・合意と勘違いしないことが大切です。